

筑紫野市

子ども・子育て支援事業計画

みんなで育もう！ キラリ、笑顔
筑紫野の子どもたち



平成27年3月
福岡県筑紫野市

はじめに



子どもの笑顔は、社会の活力です。

人口減少や少子高齢化が進行する中、筑紫野市で生まれ育つ子どもたちが、健やかに笑顔あふれて成長していくことが重要であります。子どもたちの夢を育み、子育てにやさしいまちづくりのための事業計画書として、この度「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この事業計画は、平成27年4月から5年間の新たな事業計画として、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び期間延長された次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一体的計画として位置付け各種事業を継続・推進していくものです。

子どもたちの健やかな成長のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会全体が一丸となり、市民協働のもと、引き続き子育てを支え、産み育てやすい環境整備に努めるとともに、子ども自身の健やかな育ちを暖かく見守っていきたいと考えています。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、長期にわたりご審議いただきました「筑紫野市子ども・子育て会議」委員の皆様並びに関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも市政発展のためのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

筑紫野市長 藤 田 陽 三

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	4
(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供	4
(2) 保育の量的拡大・確保	4
(3) 地域の子ども・子育て支援の充実	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て会議の設置	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・県との連携	6

第2章 子育てを取り巻く本市の状況

1. 人口の動向	9
(1) 筑紫野市の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	10
(4) 合計特殊出生率の推移	11
(5) 婚姻と離婚	11
(6) 女性の就労の状況	12
2. 本市の子育て支援の状況	13
(1) 認可保育所の状況	13
(2) 幼稚園の状況	14
(3) 放課後児童クラブ利用者の状況	15
(4) 認可外保育所の状況	17
3. 将来人口推計	18

第3章 基本理念

1. 基本理念	21
2. 施策の体系や方向性	21

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	25
2. 教育・保育提供区域の設定	26
(1) 教育・保育提供区域の考え方	26
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	26
(3) 本市の教育・保育提供区域について	26
(4) 提供区域設定の主な理由	26
3. 保育の必要性の認定について	27
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	28

◇施設型給付費	28
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	28
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	29
◇地域型給付費	29
(1) 小規模保育事業	29
(2) 家庭的保育事業	29
(3) 居宅訪問型保育事業	29
(4) 事業所内保育事業	29
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策	30
(1) 利用者支援事業	30
(2) 地域子育て支援拠点事業	30
(3) 一時預かり事業	31
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(5) 養育支援訪問事業	32
(6) ファミリー・サポート・センター事業	33
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	33
(8) 延長保育事業	34
(9) 病児・病後児保育事業	34
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	35
(11) 妊婦健康診査事業	36
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	36
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	36
(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	37
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	38
(1) 認定こども園の普及及び推進	38
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	38
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	38
7. 関連施策の展開	39
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	39
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	39
 第5章 第二次 筑紫野市次世代育成支援事業（前期）	
1. 策定の背景及び趣旨	43
2. 事業の位置づけ	43
3. 事業の対象	44
4. 事業の期間	44
5. 基本施策	44
(1) 地域における子育ての支援	44
(2) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進	44

（３）子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	45
（４）子育てを支援する生活環境の整備	45
（５）職業生活と家庭生活との両立の推進等	45
（６）子どもの安全確保	45
（７）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	46
（８）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	46
6. 事業の留意点	46
7. 事業の体系	47
8. 放課後子ども総合プランの推進	49
（１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	49
（２）放課後子ども教室	49

第6章 計画の推進体制

1. 市の責務	53
2. 計画の推進に向けた役割	53
（１）行政の役割	54
（２）家庭の役割	54
（３）地域社会の役割	54
（４）企業・職場の役割	54
（５）各種団体の役割	54
3. 計画の推進に向けた3つの連携	55
（１）市内における関係者の連携と協働	55
（２）近隣市町村との連携と協働	55
（３）国・県との連携、関係部局間の連携と協働	55

資料編

1. 計画策定の経緯	59
2. 筑紫野市子ども・子育て会議条例	60
3. 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿	62
4. 筑紫野市子ども条例	63

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

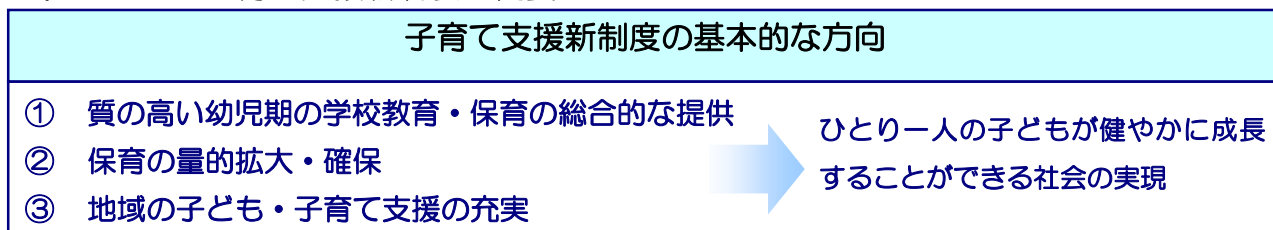
このことから、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

子育て支援をめぐるっては、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本市においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を、また、「子どもの最善の利益」を目的として、平成23年4月に「筑紫野市子ども条例」を施行し、子どもの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

以上のことを踏まえ、子どもとその保護者に子育てに必要な支援を行い、一人ひとりの子どもがそれぞれの地域で安全かつ安心に暮らしながら、社会の一員として成長するとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要



(1) 質の高い幼児期の学校教育*・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指されています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

※幼児期の学校教育とは、就学前児童に対する幼稚園や認定こども園で実施する教育のこと

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」及び筑紫野市子ども条例（平成22年条例第19号）第10条第3項の規定に基づく「行動計画」を位置付け一体的に策定するものとします。

また、筑紫野市地域福祉計画、障害者福祉長期行動計画、健康ちくしの21等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（抄）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

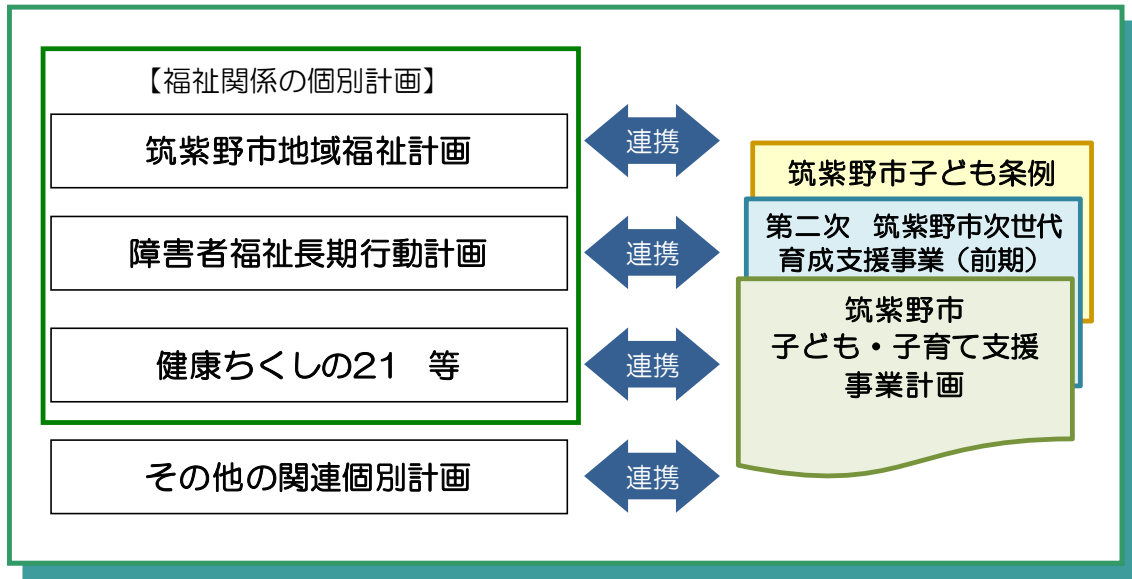
筑紫野市子ども条例（抄）

（子ども施策の行動計画と推進）

第10条第3項 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策定しなければならない。

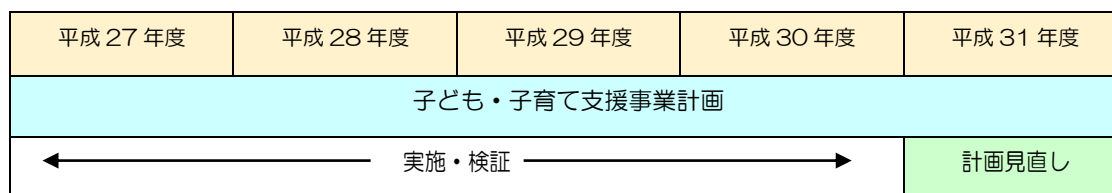
第四次筑紫野市総合計画

連携
整合性



4. 計画の期間

計画期間については、平成 27 年度を開始初年度とし、平成 31 年度までの5年間とします。
また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成 31 年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。



5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議^{*}の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「筑紫野市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

筑紫野市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのような意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者
 - 就学前児童調査 : 筑紫野市在住の小学校就学前児童のいる世帯
 - 小学生児童調査 : 筑紫野市在住の小学生のいる世帯
 - 中・高校生調査 : 筑紫野市在住の中学生・高校生のいる世帯
- 調査方法
 - 就学前児童調査 : 郵送による配布、回収調査
 - 小学生児童調査 : 郵送による配布、回収調査
 - 中・高校生調査 : 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成 26 年 2 月
- 回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	4,890	2,237	45.7%
小学生児童調査	4,673	2,169	46.4%
中・高校生調査	3,060	1,074	35.1%

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

※子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市の附属機関）。

第2章

子育てを取り巻く本市の状況

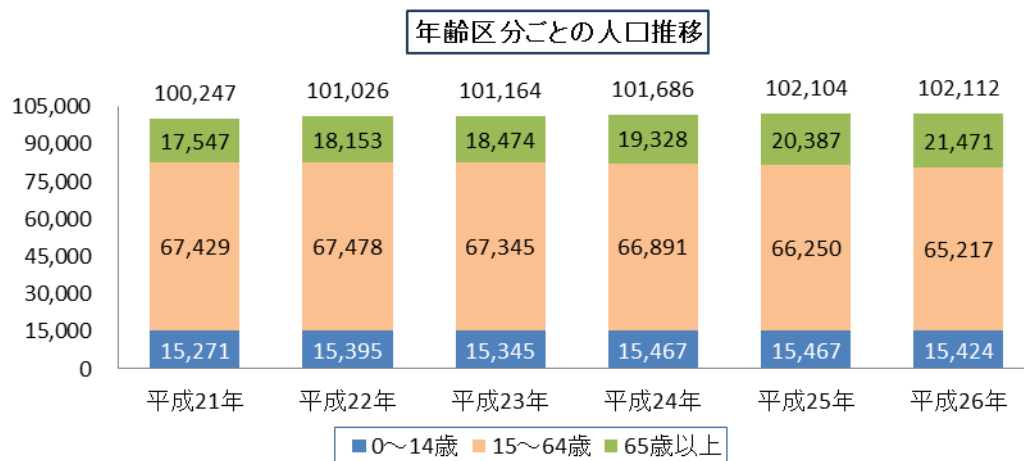
第2章 子育てを取り巻く本市の状況

1. 人口の動向

(1) 筑紫野市の人口推移

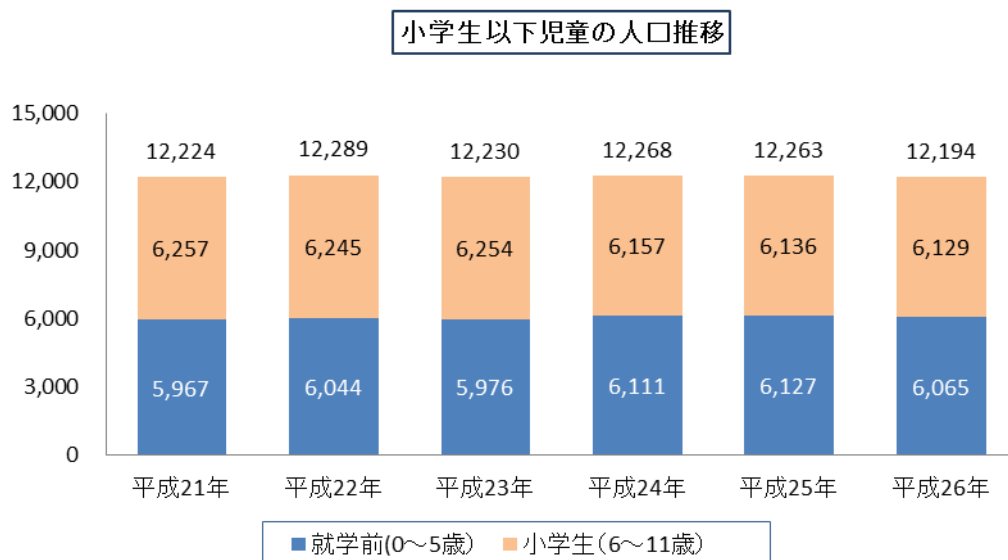
筑紫野市の人口は、平成21年の100,247人から平成26年の102,112人と年々増加傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14歳の年少人口、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあるものの、15～64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあります。



住民基本台帳 各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、小学生が減少傾向、就学前が増加傾向で推移しています。

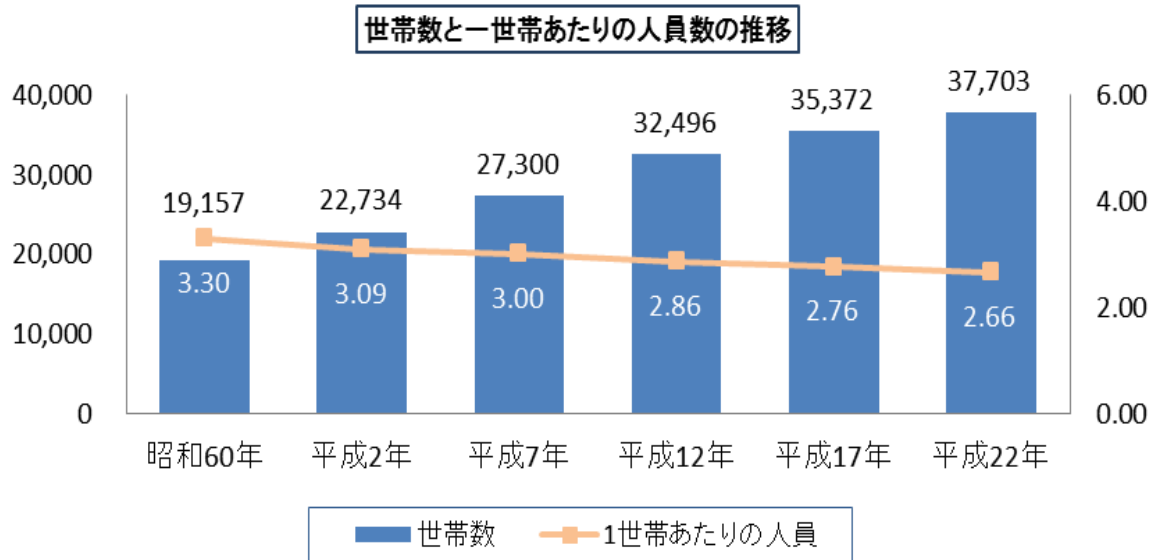


住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 世帯の推移

国勢調査による筑紫野市の世帯数は、増加傾向で推移しています。

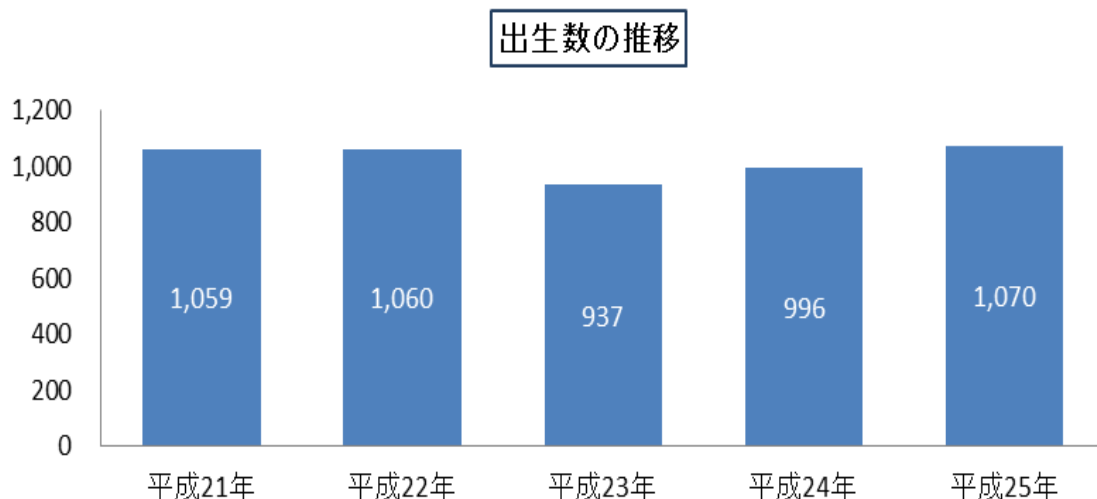
しかし、1世帯あたりの人員では、昭和60年の3.30人から平成22年の2.66人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

本市における出生数は、年度ごとにバラつきがあり、平成25年が1,070件と最も多く、平成23年が937件と最も少なくなっています。

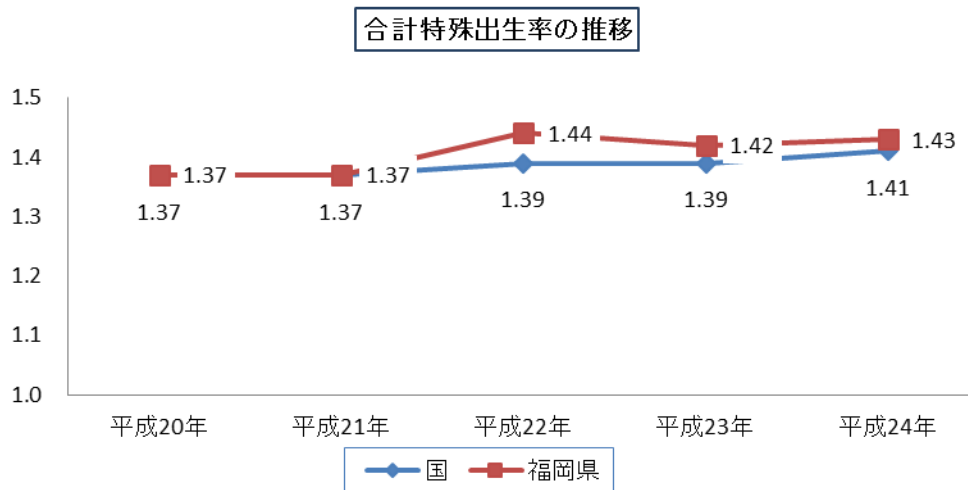


母子健康手帳交付数

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

筑紫野市は、合計特殊出生率を算出していないため、国と福岡県の合計特出生率の推移を下記に示します。

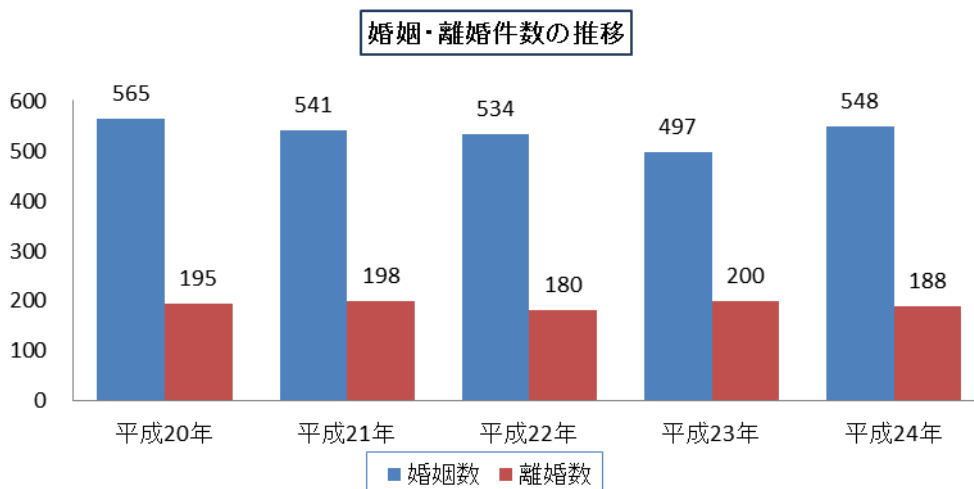


人口動態統計

(5) 婚姻と離婚

筑紫野市の婚姻については、年度ごとにバラつきがあり、平成20年が565件と最も多く、平成23年が497件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成23年が200件と最も多く、平成22年が180件と最も少なくなっています。



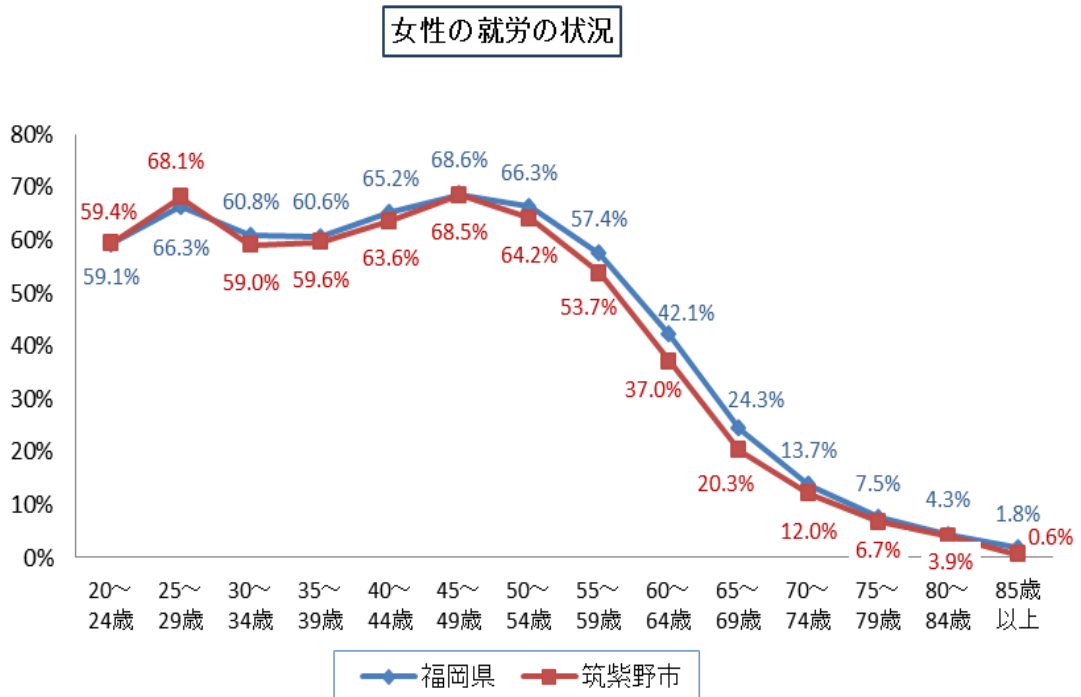
人口動態統計

(6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

筑紫野市における女性の就労状況は、主に子育てを行っている30-34歳に大きくくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後40~50歳にかけて就労率が持ち直している、「M字カーブ」を描いています。

また、福岡県平均と比較してみると、ほとんどの年代で就労率が若干低くなっています。



平成 22 年 国勢調査



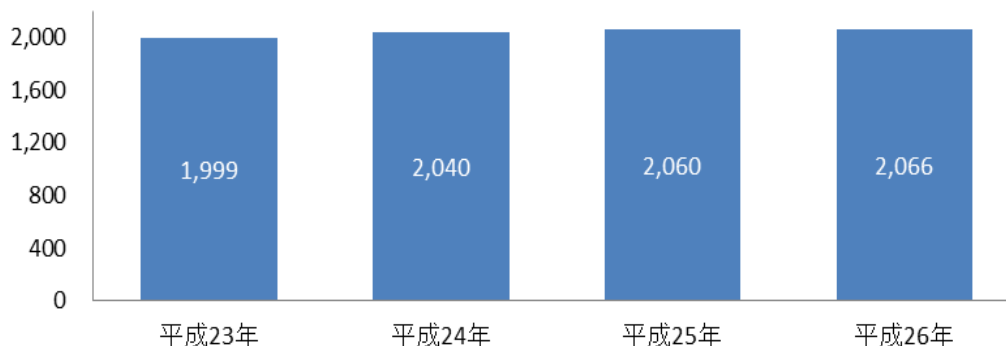
2. 本市の子育て支援の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所利用者数の合計は、平成 23 年の 1,999 人から平成 26 年の 2,064 人と年度ごとの増減はあるものの、増加傾向で推移しています。

平成 26 年度の定員に対する利用者数は、京町保育所、光が丘幼児園、だいいち保育園を除くすべての施設で定員を上回っています。

認可保育所利用者の推移



(単位：人)

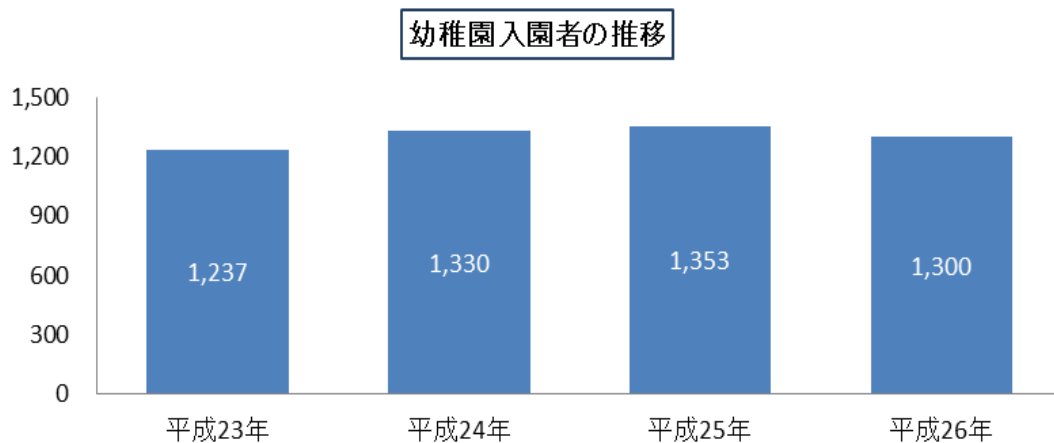
施設名	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
二日市保育所	206	192	200	204	200
街道保育所	175	163	153	157	150
下見保育所	56	67	68	74	70
京町保育所	64	70	63	59	60
はなぞの保育園	166	158	176	181	150
むさしヶ丘保育園	175	174	183	164	140
原田保育園 第二原田保育園	334	380	369	374	350
あけぼの保育園	151	159	157	151	130
保育所慈生園	185	187	172	185	160
光が丘幼児園	243	252	246	230	270
さくら保育園	168	156	184	198	160
だいいち保育園	76	82	89	87	90
合 計	1,999	2,040	2,060	2,064	1,930

子育て支援課 各年 3 月末日現在

(0 歳児の保育者数がピークになる年度末の数字を表記しています。)

(2) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成23年の1,237人から平成26年の1,300人と年度ごとにバラつきがみられます。



(単位：人)

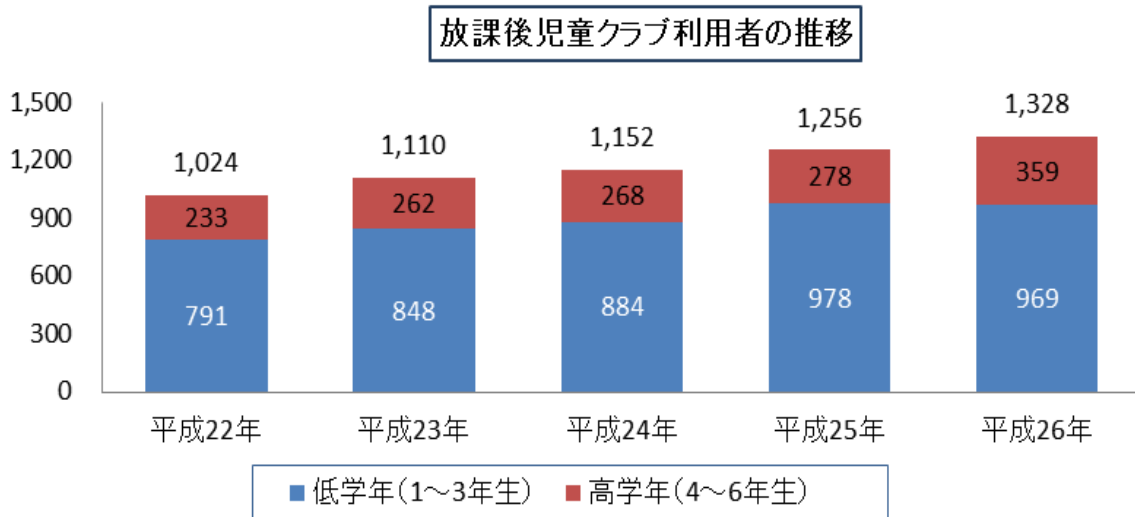
施設名	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	26年度定員数
山家幼稚園	52	60	51	49	105
いしざき幼稚園	232	265	288	271	360
だいいち幼稚園	106	108	112	115	200
筑紫野幼稚園	107	123	118	106	120
筑紫野中央幼稚園	215	227	226	215	230
みかさの幼稚園	98	113	101	87	160
美しが丘幼稚園	172	181	196	195	190
サルナートの森幼稚園	255	253	261	262	240
合 計	1,237	1,330	1,353	1,300	1,605

学校教育課 各年5月1日現在

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成 22 年の 1,024 人から、平成 26 年の 1,328 人と年々増加傾向にあります。利用希望者はすべて受け入れている状況です。

学年別の利用者数では、どちらも増加傾向にあります。平成 26 年では低学年が減少し、高学年が大幅に増加しています。



低学年(1~3年生)

(単位:人)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
二日市小学校児童クラブ	112	100	100	124	107
二日市東小学校児童クラブ	118	117	134	145	141
二日市北小学校児童クラブ	54	44	70	85	101
山口小学校児童クラブ	38	46	48	53	41
筑紫小学校児童クラブ	135	143	158	162	144
阿志岐小学校児童クラブ	42	43	38	44	41
吉木小学校児童クラブ	29	47	32	49	59
原田小学校児童クラブ	139	164	165	165	181
筑紫東小学校児童クラブ	64	75	69	68	64
山家小学校児童クラブ	11	14	15	26	30
天拝小学校児童クラブ	49	55	55	57	60
合 計	791	848	884	978	969

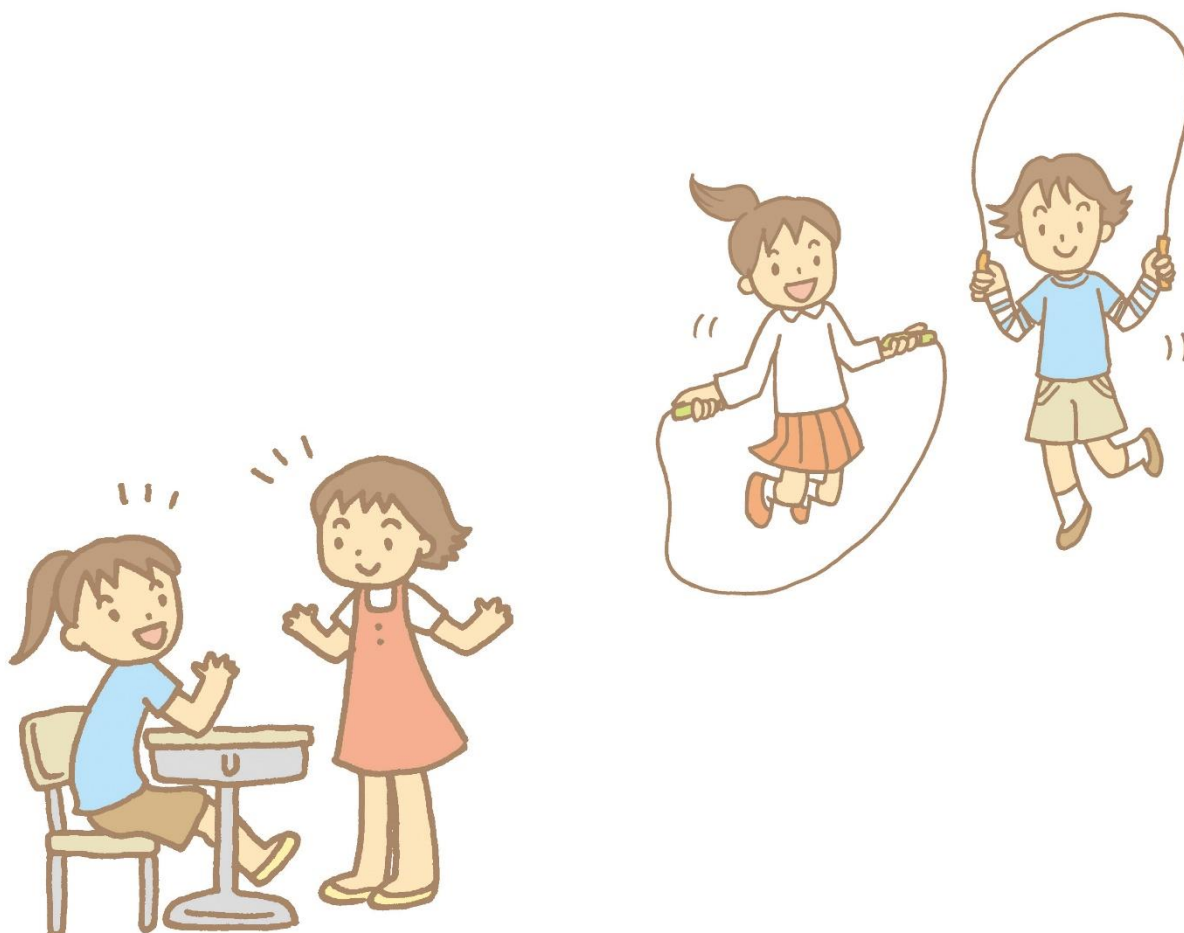
子育て支援課 各年 5 月 1 日現在

高学年(4～6年生)

(単位：人)

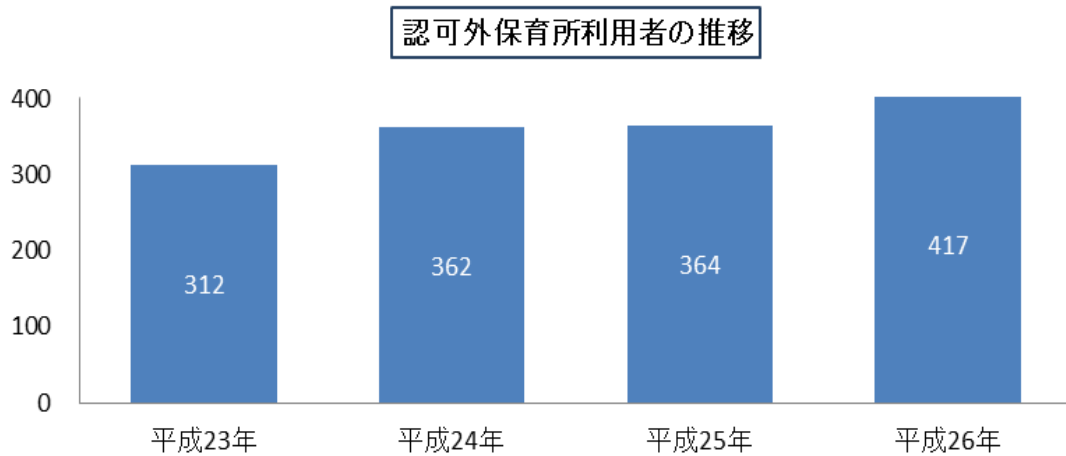
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
二日市小学校児童クラブ	34	32	34	33	36
二日市東小学校児童クラブ	31	36	35	36	79
二日市北小学校児童クラブ	18	23	20	22	24
山口小学校児童クラブ	19	18	17	16	18
筑紫小学校児童クラブ	18	37	47	51	52
阿志岐小学校児童クラブ	3	6	10	16	16
吉木小学校児童クラブ	19	10	11	10	11
原田小学校児童クラブ	40	51	44	43	60
筑紫東小学校児童クラブ	15	22	22	29	29
山家小学校児童クラブ	8	6	4	2	6
天拝小学校児童クラブ	28	21	24	20	28
合 計	233	262	268	278	359

子育て支援課 各年 5 月 1 日現在



(4) 認可外保育所の状況

認可外保育所利用者数の合計は、平成 23 年の 312 人から平成 26 年の 417 人と年々増加傾向にあります。



(単位：人)

施設名	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
明日香の園	16	20	23	16	30
うめのみ園	20	18	23	18	18
中央もくば保育園	19	29	32	36	40
すくすくランドイオンモール筑紫野園	13	8	12	10	27
あおぞら保育所ちくし園	27	38	26	31	45
認定こども園パティスポーツ幼稚園	114	114	114	149	132
ちびはる保育園原田	53	61	61	56	70
原田のぞみ園	35	34	37	75	75
シルバーほほえみ	6	6	2	1	10
リラック mama	1	8	4	4	15
ちびザウルスのひみつきち	3	23	27	17	29
美しが丘あゆみ保育園	—	2	3	4	30
ラーニングゾーン プリスクール	5	1	—	—	—
合 計	312	362	364	417	521

子育て支援課 各年 5 月 1 日現在

※美しが丘あゆみ保育園は、平成 24 年 8 月より開園

※ラーニングゾーン プリスクールは、平成 25 年度より休園

3. 将来人口推計

以下に、平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

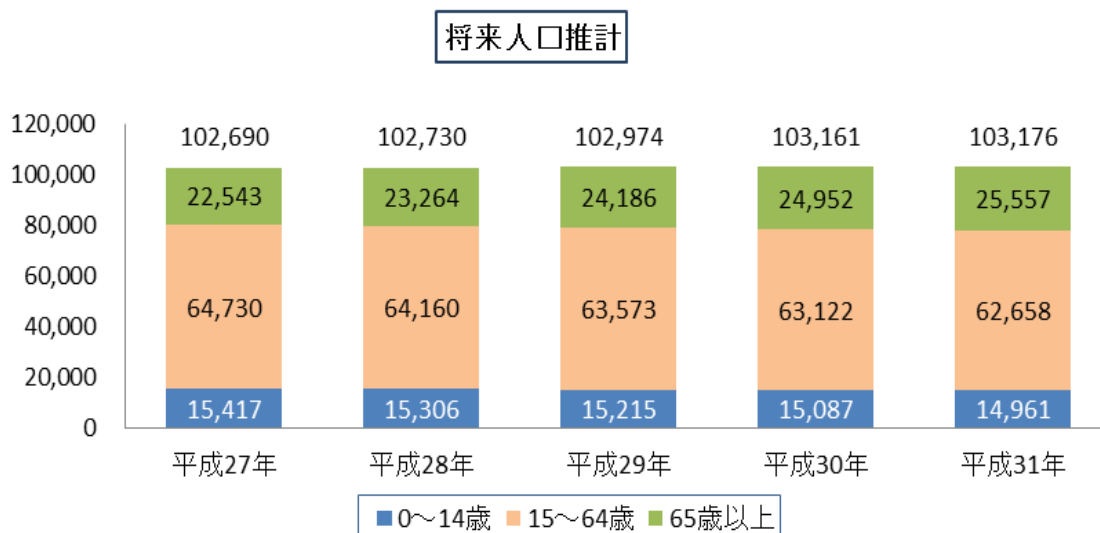
総人口は増加傾向にあるものの年少人口は減少傾向となっており、計画最終年の平成 31 年には総人口が 103,176 人、年少人口が 14,961 人と見込まれています。

本推計は、平成 21 年から平成 25 年の 4 月 1 日現在の住民基本台帳データを基に推計を行っています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0~14 歳人口)	15,417	15,306	15,215	15,087	14,961
未就学児(0~5 歳)	6,015	5,948	5,802	5,692	5,556
小学生(6~11 歳)	6,157	6,164	6,247	6,317	6,298
中学生(12~14 歳)	3,245	3,194	3,166	3,078	3,107
生産年齢人口 (15~64 歳)	64,730	64,160	63,573	63,122	62,658
老年人口 (65 歳以上)	22,543	23,264	24,186	24,952	25,557
総人口	102,690	102,730	102,974	103,161	103,176

コーホート法^{*}による推計



※コーホート法とは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法。

第3章

基本理念

第3章 基本理念

1. 基本理念

人口減少や少子高齢化が一層進行すると予想されている状況の中、筑紫野市で生まれ育つ子どもたちが、未来の社会を担う人材として、健やかに笑顔あふれて成長していくことが、より一層重要であり、また、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子ども的人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

子どもは、今を生きる一人の人間としてかけがえのない存在であり、今後の筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。子どもが、自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるよう「子どもの最善の利益」、「未来を切り開いていく生きる力を高めること」が保障されなければなりません。

そのため、大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等、子どもの個々の状況に応じた支援をしていくことが必要です。

このように、子どもたちの成長のためには、家庭だけでなく、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、保護者の子育てを支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども自身の健やかな育ちを温かく見守り、保護者とともに子どもを育てていくことが何よりも大切であることを基本理念として決めました。

また、このような考え方に基づき、次世代育成行動支援計画において、“みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち”をキャッチフレーズとして決めました。

本計画においては、この基本理念・キャッチフレーズを基に各種施策に取り組みます。

みんなで育もう！ キラリ、笑顔

筑紫野の子どもたち

2. 施策の体系や方向性

第四次筑紫野市総合計画は、「みんなでつくる 自然と街との共生都市 ちくしの」をめざして10の政策、33の施策と134の基本事業から成り立っており、その施策に基づいて筑紫野市子ども・子育て支援事業計画では、子どものための高質かつ安定的な教育・保育の給付、地域子ども・子育て支援事業の実施、その他子ども・子育て支援に係る施策の充実、次世代育成支援に係る行動計画を大きな基軸として、施策の展開を図ることとします。

第4章

子ども・子育て支援サービス

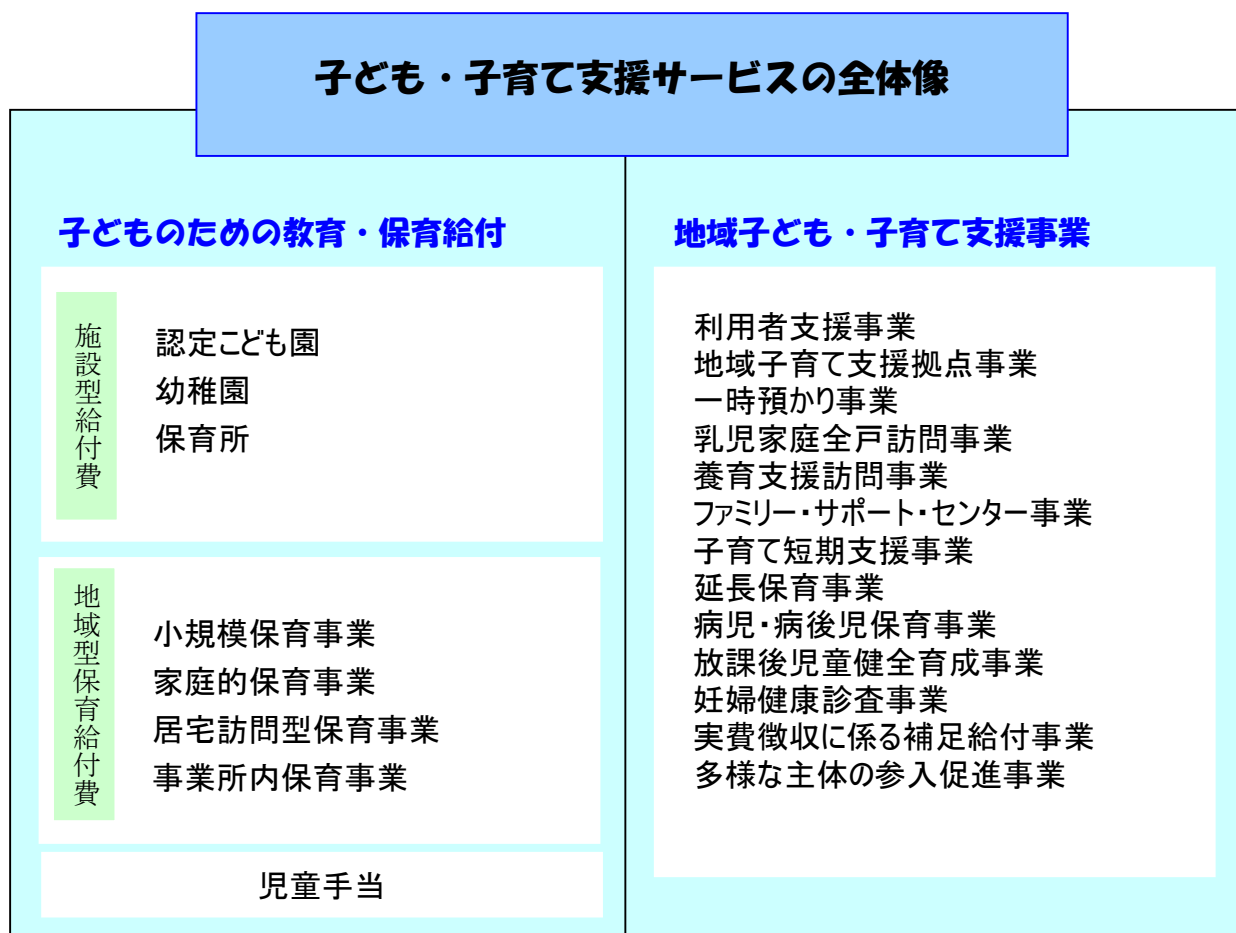
第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や面積の規模●区域ごとに事業量の見込みが可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●保護者の移動状況を踏まえているか●区域内で事業のあっせんが可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定^{※1}した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付^{※2}による利用

※¹保育の必要性の認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

※²特例給付とは、緊急その他やむを得ない理由や地域に認定区分に対応する施設がない場合などにより、市町村が必要と認められた場合に支給する給付費

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保の方策」をまとめました。

◇施設型給付費

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	2,083	2,094	2,074	2,067	2,048
2号認定	1,187	1,199	1,179	1,173	1,157
3号認定(0歳)	243	245	247	249	250
3号認定(1・2歳)	653	650	648	645	641
B. 確保提供数	2,112	2,222	2,222	2,222	2,222
2号認定	1,119	1,178	1,178	1,178	1,178
3号認定(0歳)	250	265	265	265	265
3号認定(1・2歳)	743	779	779	779	779
差異(B-A)	29	128	148	155	174

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

平成 28 年より 2 園（1 園新規、1 園増員）で 110 人の確保提供数が増になる予定です。

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相應しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,345	1,357	1,349	1,348	1,340
B. 確保提供数	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
差異(B-A)	260	248	256	257	265

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

◇地域型保育給付費

(1) 小規模保育事業

これは主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業。

(2) 家庭的保育事業

これは主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

(3) 居宅訪問型保育事業

これは主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

(4) 事業所内保育事業

これは主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

【確保の方策】

現在の認可外保育施設より、新制度への移行希望があった場合は、今後の状況を勘案しながら必要に応じて対応を行っていきます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策

(1) 利用者支援事業（新規事業）

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

新規事業であり、これまで特設窓口等の設置はありません。

【確保の方策】

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない総合的な相談支援の実施を目指して、関係課等との連携を行い、一体的な相談支援体制の構築を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市においては、地域子育て支援拠点として2箇所（子育て支援センター・つどいの広場）で実施しており、①親子の交流の場の提供 ②子育てに関する相談・助言 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て支援に関する講習等を柱にして、親子教室・サロン・広場などを実施しています。

【実施状況】

(1回当たり人数)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数	41	50	44	43
実施個所数	1	1	2	2

【量の見込み】

(1回当たり人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用人数	50	50	50	50	50
実施個所数	2	2	3	3	3

【確保の方策】

今後の利用者の増加及び利用者の利便性を考慮し、平成 29 年度を目途に 1 か所の増設を検討し、今後も継続して事業の展開を行います。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

本市においては、私立幼稚園 7 園で実施しており、平成 25 年の状況として 1 日当たり 110 人の預かりを実施しました。

【実施状況】 (年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	24,534
実施個所(箇所)	7

【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	24,838	24,843	24,187	23,827	23,280
1 号認定	7,140	7,143	6,953	6,900	6,692
2 号認定	17,698	17,700	17,234	16,927	16,588
確保方策					
B. <u>利用可能数</u> *	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
実施個所(箇所)	7	7	7	7	7
差異(B-A)	162	157	813	1,173	1,720

※利用可能数＝1 日当たりの利用数約 16 人×7 箇所×1 年間の開所日数約 222 日

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を下回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

本市においては、公立保育所 3 箇所で実施しており、週 3 日（緊急的な場合は 15 日）を限度に午前 7 時から午後 6 時まで預かりを実施しています。

【実施状況】 (年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	7,379

【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	12,172	12,112	12,049	12,009	11,854
B. <u>利用可能数</u> *	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
差異(B-A)	2,328	2,388	2,451	2,491	2,646

※利用可能数=1日当たりの利用数 50 人(3箇所)×1年間の開所日数 290 日

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を下回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

本市においては、妊娠期の心身の不調や、出産後の体調管理、産後うつ及び虐待の予防もしくは早期発見・早期対処、子育て支援を目的に、保健師・助産師・看護師による訪問を実施しています。

【実施状況】

(年・実人数)

	平成 25 年度
訪問人数	905

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数	900	900	876	863	842

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

本市においては、乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した養育等を支援することが必要と認められた保護者及び児童に対し、その養育が適切に行われるよう訪問し相談・指導・助言その他必要な支援を行っています。

【実施状況】

(年・実人数)

	平成 25 年度
訪問人数	52

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問人数	50	50	48	47	45

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市においては、子育ての支援を受けたい方と行いたい方が会員登録し、保育所等の送迎や外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行っています。

現在、会員数は 744 人となっています。

【実施状況】

(年・実人数)

	平成 25 年度
利用者数	60

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	140	139	141	139	139
B. 利用可能数	145	145	145	145	145
差異(B-A)	5	6	4	6	6

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を下回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

筑紫野市では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、筑紫野市では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

本市においては、認可保育所において、通常保育時間外に開所時間を延長して保育を実施しています。延長時間は、18時から19時までとなっています。

【実施状況】 (年・実人数)

	平成 25 年度
利用者数	400
実施個所(箇所)	12

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	482	482	482	482	482
確保方策					
B. 利用可能数	482	502	502	502	502
実施個所(箇所)	12	13	13	13	13
差異(B-A)	0	20	20	20	20

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数と同等程度で推移していることから、利用可能数での対応が可能です。

平成 28 年度より2園（1園新規、1園増員）で20人の確保提供数が増になる予定です。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、お子さんを家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本市においては、病後児保育事業として、疾病にかかっており回復の過程にある生後90日の乳幼児から小学校に就学している児童で、その保護者の労働その他の理由により、家庭において保育されることに支障があるものにつき、市内2箇所で実施している施設にて保育を実施しています。

【実施状況】 (年・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	404
実施個所(箇所)	2

【量の見込み】

(年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
確保方策					
B. 利用可能数	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
実施個所(箇所)	2	2	2	2	2
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数と同等程度で推移していることから、利用可能数での対応が可能です。

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本市においては、小学校 11 校にて、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に預かりを実施しています。

【実施状況】

(年・実人数)

	平成 25 年度
登録児童数	1,256
実施個所(箇所)	20

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	1,376	1,393	1,436	1,453	1,471
低学年(1～3 年)	1,025	1,039	1,080	1,083	1,103
高学年(4～6 年)	351	354	356	370	368
確保方策					
B. 利用可能数	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500
実施個所(箇所)	22	23	24	25	25
差異(B-A)	24	107	64	47	29

【確保の方策】

今後の利用者の増加及び利用者の利便性を考慮し、また、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例を制定したことにより、平成 28 年度以降継続的な施設整備に努めます。

また、平成 27 年度より児童クラブの開所時間の延長を実施します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市においては、妊娠中毒症や流産、死産、未熟児などを予防し、妊婦の健康管理を図るため、妊婦を対象に健康診査を実施しています。

【実施状況】 (年・人回)

	平成 25 年度
健診受診人数	71

【量の見込み】 (年・人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健診受診人数	71	71	69	68	60

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

新規事業であり、これまで筑紫野市では実施していません。

【確保の方策】

今後は、生活保護世帯に対して、「給食費」とそれ以外の「教材費・行事費等」に分けて、費用の一部に関する補助を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

新規事業であり、これまで筑紫野市では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

筑紫地区4市1町及び筑紫医師会を初めとする関係機関・団体で構成する「筑紫子ども虐待防止連絡協議会」による広域的なネットワークと、筑紫野市を中心とした関係機関・団体で構成する「筑紫野市要保護児童対策地域協議会」の2つのネットワークを活用し、児童虐待防止のための取り組みを推進しています。また、児童虐待を未然に防ぐために地域との連携強化を図っていきます。

今後は、更なる強化を図るため、必要に応じた対策を講じます。

【地域子ども・子育て支援事業見込み量一覧】

事業名	確保方策	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	実施箇所	—	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	利用人数	50	50	50	50	50
	実施箇所	2	2	3	3	3
一時預かり事業①	利用可能数	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	実施箇所	7	7	7	7	7
一時預かり事業②	利用可能数	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
	実施箇所	3	3	3	3	3
乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数	900	900	876	863	842
養育支援訪問事業	訪問人数	50	50	48	47	45
ファミリーサポートセンター事業	利用可能数	145	145	145	145	145
子育て短期支援事業	利用人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
延長保育事業	利用可能数	482	502	502	502	502
	実施箇所	12	13	13	13	13
病児・病後児保育事業	利用可能数	1,952	1,952	1,952	1,952	1,952
	実施箇所	2	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業	利用可能数	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500
	実施箇所	22	23	24	25	25
妊婦健康診査事業	受診人数	71	71	69	68	60

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

今後、認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

7. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
（自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む）

第5章

第二次 筑紫野市次世代育成支援事業

(前期)

第5章 第二次 筑紫野市次世代育成支援事業（前期）

1. 策定の背景及び趣旨

少子高齢化、核家族化、育児不安や児童虐待の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わるなか、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」により、すべての自治体に次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定することが義務づけられました。その内容としては、地域における子育て支援をはじめ、母子保健等の保健対策、教育環境の整備、居住環境の整備、仕事と家庭の両立支援等、多岐にわたり、少子化への対応という子どもの「数」だけを問題とするのではなく、子どもの多寡に係わらず、次代を担う子どもとその家庭への支援という観点から必要な施策を講じることとなっています。

筑紫野市においては、平成 17 年 3 月の次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、『筑紫野市次世代育成支援行動計画』を策定するなど、関連施策の推進に努めてきました。

『筑紫野市次世代育成支援行動計画』は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間の対象とする前期計画、平成 22 年度から平成 26 年度を対象期間とする『筑紫野市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定してきました。

近年、急速に少子高齢化が進行し労働人口の減少や社会保障負担の増加、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化により、子育てをめぐる社会環境は大変厳しい状況にあります。また、子育て世帯の身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立化や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

この様な中、平成 24 年 8 月に地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため「子ども・子育て支援法」が制定され、平成 27 年 4 月に施行されます。同時に、次世代の子どもを育成・支援しながら子育て家庭の就業と生活の両立の推進や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進を新たな目標に掲げ「次世代育成支援対策推進法」が平成 27 年 4 月から 10 年間の延長になりました。

このため、第二次筑紫野市次世代育成支援事業の前期事業として策定します。

2. 事業の位置づけ

本事業は、子ども・子育て支援法第 61 条及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項並びに筑紫野市子ども条例第 10 条第 3 項に基づく支援事業と位置づけます。

また、この事業は『第四次筑紫野市総合計画』や『健康ちくしの 21』、『筑紫野市地域福祉計画』、『筑紫野市障害者福祉長期行動計画』、『第 2 次ちくしの男女共同参画プラン（後期）』、『筑紫野市子ども条例』などと整合性を図りながら実施するものです。

なお、この事業は母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦自立促進計画」、及び「放課後子ども総合プラン*」としても位置づけるものとします。

※P49に掲載

3. 事業の対象

この事業は、概ね 18 歳までの子どもとその家庭を対象とします。

4. 事業の期間

この事業は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定にあたり、期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

平成 17 年度～平成 21 年度		平成 22 年度～平成 26 年度		平成 27 年度～平成 31 年度		平成 32 年度～平成 36 年度	
次世代育成支援行動計画 (前期)		次世代育成支援行動計画 (後期)		子ども・子育て支援事業計画 (第二次次世代育成支援事業 (前期))		子ども・子育て支援事業計画 (第二次次世代育成支援事業 (後期))	
実施・検証	計画 見直し	実施・検証	計画 見直し	実施・検証	計画 見直し	実施・検証	計画 見直し

5. 基本施策

以下の 8 つの基本施策を柱として、事業を実施します。

(1) 地域における子育ての支援

子どもがのびのびと健やかに育つためには、子育ての第一義的責任を有する保護者が、安心して楽しく子育てできる環境が必要です。

近年では、子育て家庭の就業形態やライフスタイルが多様化していることから、多様なニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図るとともに、認可保育所の待機児童解消に取り組みます。

また、転入者が多い筑紫野市では、地域に知り合いがおらず孤立した中で不安を抱えながら子育てをしている保護者も少なくないことから、子育てに関する情報提供・相談体制の充実や、親子が集える場の整備、子育てボランティアなどによる地域を主体とした子育て支援活動の促進を図り、保護者が地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(2) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

子どもが健やかに成長するためには、保護者の妊娠・出産から、乳幼児期・学童期・思春期に至るまでの一貫した健康づくりの支援が必要です。

このため、母子保健事業を充実し、妊産婦や乳幼児の心と身体の健康づくり支援に取り組みます。

小学生以上の児童生徒の健康づくりについては、学校における健康教育を通じて、生涯の健康づくりの基礎となる正しい生活習慣や健康づくり習慣の定着を図るとともに、思春期特有の心の問題や、性教育、薬物乱用防止教育などにも取り組みます。

あわせて、食育の推進や、緊急時でも安心できる小児医療体制の充実に努め、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

(3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは個性や可能性を秘めた存在であり、その個性や可能性を十分に伸ばし育てることは、家庭や学校、地域などに課せられた重要な責務です。

このため、幼稚園、保育所、学校などとの連携のもと、就学前教育や学校教育の充実を図り、自分で課題を見つけ主体的に問題を解決する力や、他人を思いやる心・感動する心など心豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力といった、子どもの「生きる力」を育み、すべての子どもがその個性や可能性を伸ばすことができる環境づくりに取り組みます。

また、青少年健全育成の観点から、地域と連携して、健全な遊び場・居場所づくりや、体験・交流活動を促進するとともに、いじめ・不登校・非行等の問題行動への対応など、青少年の自立支援に取り組みます。

子どもは次代を担う人材であるとともに、地域社会を構成する大切な一員であり、その人権は最大限尊重されなければなりません。このため、「児童の権利に関する条約」「筑紫野市子ども条例」などの普及啓発により、子どもの人権を尊重する意識を醸成します。

さらに、『第2次ちくしの男女共同参画プラン（平成19年度策定）』に基づき、男女がともに協力して子育てを行うことのできる男女共同参画社会づくりを進めます。また、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さ、地域で子育てを支援することの重要性などの理解促進を図るため、児童生徒や市民全体に対して啓発を行います。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

筑紫野市が、子育て中の保護者にとって安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが毎日楽しく遊んだり、学んだりできるまちとなるためには、住まいや道路、公共施設などの生活環境の整備も大変重要な課題です。

子育て家庭に配慮した住環境の整備に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン※などの考え方を取り入れて、すべての人にやさしい道路・交通環境や公共施設の整備などを計画的に進めていきます。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するために重要であることから、企業への啓発や情報提供、就労支援などに取り組みます。

(6) 子どもの安全確保

子どもが地域で安心して元気に活動できるよう、家庭や地域と協働して、子どもの防犯対策や交通安全対策を進めます。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全な利用のなどの推進を図ります。

※ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいう。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携強化を図ります。

また、母子家庭等が増加している中で、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策について総合的な対策を実施していきます。

(8) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

市民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進が必要であります。このため、妊産婦等の市の実情に応じたニーズに対応し、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を行います。

6. 事業の留意点

基本施策に基づき事業を実施するにあたって、結婚・妊娠・出産などは個人の意思を尊重すべきであること、また、共働き家庭やひとり親家庭など、多様な形態の家庭が存在することにも留意していきます。



7. 事業の体系

No.	基本施策	基本事業
1	地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実
		2 保育サービスの充実
		3 子育て支援のネットワークづくり
		4 子どもの健全育成 ①児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成 ②放課後子ども総合プラン
		5 地域における人材育成
		6 その他
2	母性並びに子どもの健康の確保及び増進	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
		2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3 「食育」の推進
		4 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
		5 小児医療の充実
3	子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成
		2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ①確かな学力の向上 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④信頼される学校づくり ⑤幼児教育の充実
		3 家庭や地域の教育力の向上 ①豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実 ②地域の教育力の向上
		4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		5 人権施策の推進

No.	基本施策	基本事業	
4	子育てを支援する生活環境の整備	1	良質な住宅の確保
		2	良好な居住環境の確保
		3	安全な道路交通環境の整備
		4	安心して外出できる環境の整備 ①公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 ③子育て世帯への情報提供
		5	安全・安心まちづくりの推進等
5	職業生活と家庭生活との両立の推進等	1	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
		2	仕事と子育ての両立のための基盤整備
6	子どもの安全の確保	1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ①交通安全教育の推進 ②チャイルドシートの正しい使用の徹底 ③自転車の安全利用の推進
		2	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		3	被害に遭った子どもの保護の推進
7	要保護児童への対応など きめ細かな取組の推進	1	児童虐待防止対策の充実 ①関係機関との連携及び市における相談体制の強化 ②発生予防、早期発見、早期対応等 ③社会的養護施策との連携
		2	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
		3	障がい児施策の充実等
8	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	1	妊産婦等の地域の実情に応じたニーズへの対応
		2	ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援

8. 放課後子ども総合プランの推進

放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な子どもの成長・発達に応じた体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

P35（10）に掲載

(2) 放課後子ども教室

地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して実施する事業です。

【放課後子ども総合プランにおける目標事業量】

項 目	推進方策等
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	実施に向けた検討・協議を進める。
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	P35（10）に掲載
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	実施に向けた検討・協議を進める。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後活動の実施にあたって連携を取り、使用計画や活用状況について十分に協議を行う。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 市の責務

子ども・子育て支援法では、「市の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「市民の責務」についても定めています。

市の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

市民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や県、市の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を越えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

資料編

1. 計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 26 年 2 月	「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」実施
平成 26 年 2 月 12 日	平成 25 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 1 回）
平成 26 年 4 月 16 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 1 回）
平成 26 年 5 月 14 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 2 回）
平成 26 年 6 月 5 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議就学前検討部会（第 1 回）
平成 26 年 8 月 20 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議就学前検討部会（第 2 回）
平成 26 年 10 月 8 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 3 回）
平成 26 年 11 月 19 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 4 回）
平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 5 回）
平成 27 年 1 月 14 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 6 回）
平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 7 回）
平成 27 年 3 月 12 日	平成 26 年度 筑紫野市子ども・子育て会議（第 8 回）
平成 27 年 3 月 17 日	筑紫野市子ども・子育て会議からの答申

2. 筑紫野市子ども・子育て会議条例

○筑紫野市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 20 日条例第 27 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「推進法」という。)第 21 条第 1 項の規定に基づき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として筑紫野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務

(2) 推進法第 8 条第 1 項に規定する行動計画策定に関する事務のうち次に掲げる事項

ア 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画の策定に関すること

イ 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

ウ 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること。

(3) 筑紫野市子ども条例(平成 22 年筑紫野市条例第 19 号)第 10 条第 4 項及び第 23 条第 2 項に掲げる事務。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 福祉、保健・医療又は教育等子育て支援に関係する者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 7 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

- 2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。
- 3 委員以外のものには、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(筑紫野市保育運営審議会条例の廃止)
- 2 筑紫野市保育運営審議会条例(昭和59年筑紫野市条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成16年筑紫野市条例第19号)は、廃止する。

3. 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿

平成26年2月12日～平成28年2月11日

選出区分	団体名等	委員氏名
大学等の教授等	筑紫女学園大学 教授	益満 孝一
民生委員児童委員	主任児童委員	吉岡 優子
小学校長会	二日市東小学校 校長	佐藤 和宣
小学校PTA	筑紫東小学校 PTA	白石 葉子
保育所・園長会 (認可保育所・園)	保育所慈生園 園長	森田 智宏
幼稚園長会	みかさの幼稚園 園長	前田 恒明
認定こども園長	だいいち保育園 園長代理	西田 憲次
保育所保護者会(公立保育所)	京町保育所保護者会会長	伊藤 由紀
筑紫野市児童クラブ保護者会等	NPO理事長	横田 健一
部落解放同盟筑紫地区協議会	部落解放同盟筑紫地区協議会	瀧本 千代美
市民(公募)	公募	阿部 幾恵

4. 筑紫野市子ども条例

○筑紫野市子ども条例

(平成22年3月30日条例第19号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人間として大切な子どもの権利（第5条—第9条）

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第10条—第16条）

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援（第17条—第22条）

第5章 子どもの権利の保障状況の検証（第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。

子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるように、子どもが成長・発達をしていくためには、子どもの最善の利益が保障されることによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができるように支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待、いじめ、不登校等子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力のみで解決することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談及び救済の仕組み、状況の変化に対応することができるように具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考えを基に、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、

子どもが自らの意志で成長・発達をすること（以下「子育て」という。）の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育て及び子育てを支援する仕組みと取組を明らかにすることにより、子どもが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 親 子どもの父母又は法定の保護者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (6) 権利 児童の権利に関する条約において認められる権利をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利を尊重し、並びに子育て及び子育てを支えるまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり進められなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4) 子どもの成長・発達に応じた支援がなされること。
- (5) 子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

（親等の責務及び役割）

第4条 親は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重し、並びに子どもの個々の状況に応じた支援及び指導に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援のための計画を策定し、及び推進するとともに、国及び他の地方公共団体、育ち学ぶ施設等と連携することにより、子どもの権利が保障されるように努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者若しくは管理者又は職員（以下「育ち学ぶ施設の関係者」という。）においては、子どもの権利を尊重し、家庭及び地域と協力するとともに、子どもが自ら進んで学ぶことにより、成長・発達をしていくことができるよう支援及び指導に努めるものとする。
- 4 市民及び市内で活動を行う団体又は事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して子育て及び子育ての支援に努めるものとする。

第2章 人間として大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第5条 この章に規定する権利は、子どもにとってとりわけ大切なものとして特に保障されなければならない。

- 2 権利は、すべての子どもが有するものであり、権利の行使に当たっては、子どもの状

況に応じて、必要な支援がなされなければならない。

(生きる権利)

第6条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命が守られること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、休息及び適切な医療が保障され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (4) 平和及び安全な環境の中で生活ができること。

(育つ権利)

第7条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (2) 自分に役立つ情報を知ること。
- (3) さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむこと。
- (4) 年齢及び活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。
- (5) プライバシーが尊重されること。
- (6) 自分の考えを持つこと。
- (7) 個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (8) 適切な指導及び助言を受けること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、参加する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現又は自分に関するものの意見が尊重されること。
- (2) 子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が活かされる機会があること。
- (3) 子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 仲間を作り、仲間と集うこと。
- (5) 社会に参加し、又は参画する機会があること。

(守られる権利)

第9条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。
- (2) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (3) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (4) あらゆる搾取から守られること。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子ども施策の行動計画と推進)

第10条 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援等の子どもに関する施策（以下「子ども施策」という。）の推進に当たって、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援し、及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策

定しなければならない。

4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び第 23 条に規定する筑紫野市子ども・子育て会議の意見を聴くよう努めるものとする。

5 市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

(子どもの権利に関する広報、学習及び研修)

第 11 条 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする。

2 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう必要な教育環境の整備に努めるものとする。

3 市は、人権施策及び人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づけるものとする。

4 市は、育ち学ぶ施設の関係者、医師又は保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するよう努めるものとする。

5 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。

(子どもの参加)

第 12 条 市は、子どもがまちづくり等に意見を表明し、又は参加する機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の設置者又は管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供するよう努めるものとする。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの自治的な活動を奨励し、及び支援するよう努めるものとする。

(居場所づくり及び地域の支援)

第 13 条 市及び市民は、子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努めるものとする。

2 市は、居場所についての考え方の普及及び居場所の充実に努めるものとする。

3 市は、居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

4 市及び市民は、子ども同士の交流及び居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情がある子どもに対して必要な情報が得られるよう配慮に努めるものとする。

(子育て支援)

第 14 条 育ち学ぶ施設の関係者及び保健、医療、児童福祉等の関係者は、子どもの親に対し、子どもの養育に必要な説明を行うことができる。この場合において、関係者は、子どもの最善の利益を損なわないよう努めなければならない。

2 市は、子どもの養育に関し、その家庭の状況に応じて必要と認められる支援を行うよう努めるものとする。

3 市は、乳幼児を育てる親同士の交流の機会を十分に保障し、及び子育てに関する情報の提供に努めるものとする。

4 市は、子育て支援を行う団体又は自主的な親同士の交流を行う団体等の活動について支援を行うよう努めるものとする。

5 事業者は、市民が安心してその子どもを養育することができるよう配慮に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、当該施設の職員に対して子どもの権利についての研修の機会を与えるよう努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、親その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員と子ども又は親との間に問題が起きたときは、お互いの信頼が回復されるように努めるものとする。

(虐待からの救済)

第16条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

2 市は、子どもの虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復のために関係機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を設置する。

2 子ども、親、育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、又は救済を求めることができる。

3 救済委員の定数は、3人以内とする。

4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 救済委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(救済委員の職務)

第18条 救済委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済及び回復のために助言を行うものとする。

2 救済委員は、救済を求められたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、助言、調整又は勧告をすることができる。

3 救済委員は、救済の処理の概要を適切な方法によって救済を求めた者に通知するものとする。

4 救済委員は、勧告によってなされた対応の報告を求めることができる。

5 救済委員は、必要に応じ、勧告内容の公表をすることができる。

6 前項の勧告の公表に当たっては、救済委員全員が賛同しなければ行うことができない。

(救済委員の責務)

第19条 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 救済委員は、その職務の執行に当たっては、市、県及び国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

3 救済委員は、救済の処理の状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。

4 救済委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはなら

ない。

- 5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
(救済委員の解嘱)

第20条 市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くものとする。

(救済委員に関する広報)

第21条 市長は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(救済委員への協力)

第22条 市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。

- 2 第18条第2項の規定による勧告を受けたものは、これを尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第23条 市長は、この条例による施策、行動計画の実施の結果及び子どもの権利の保障の状況について毎年度検証を行わなければならない。

- 2 前項の規定による検証は、筑紫野市子ども・子育て会議条例（平成25年筑紫野市条例第27号）に規定する筑紫野市子ども・子育て会議に対して諮問し、答申を受けることにより行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定した筑紫野市次世代育成支援行動計画（後期計画）は、第10条第3項の規定により策定した行動計画とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止)

- 2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成16年筑紫野市条例第19号）は、廃止する。

筑紫野市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行・編集 筑紫野市 健康福祉部 子育て支援課
〒818-8686
筑紫野市二日市西一丁目 1 番 1 号
電話 092-923-1111（代表）

